

## 福岡県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、日常生活等が制約され、本人や胎児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている分娩前の妊婦が、安心して出産を迎えられるよう支援することを目的として、核酸検出検査又は抗原定量検査（以下「検査」という。）を実施する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、福岡県とする。

### (実施方法)

第3条 知事は、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添2 1-2に定める検査機関体制を整備した医療機関等に、この事業の全部又は一部を委託し実施することができる（以下、当該委託先の医療機関等を「実施医療機関」という。）。

2 前項の規定にかかわらず、福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に住所を有する者が実施医療機関以外で分娩予定である場合には、検査に要した費用について、第12条に規定する償還払いを受けることができる。ただし、他の地方公共団体においてこの要綱において定める検査と同様のものを受けた者を除く。

### (検査対象者)

第4条 検査の対象となる者（以下「検査対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に所在する実施医療機関で分娩予定であること。ただし、前条第2項に定める者はこの限りでない。
- (2) 概ね妊娠37週から38週の妊婦であること。ただし、早産リスク等のある妊婦の場合はこの限りではない。
- (3) 発熱等の新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状のない者であること。

### (検査回数)

第5条 この要綱において実施する検査は、妊娠1回につき1回とする。

### (検査の種類)

第6条 検査の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 令和2年4月1日から令和2年7月16日まで

鼻咽頭ぬぐい液によるPCR検査

(2) 令和2年7月17日以降

鼻咽頭ぬぐい液又は唾液によるPCR検査、抗原定量検査

(実施の手続)

第7条 この事業の実施の手続は以下のとおりとする。

ア 対象者の確認

実施医療機関は、妊婦が第4条の規定に該当する者であることを確認する。

イ 説明と同意

検査を希望する妊婦は、実施医療機関にその旨を伝え、実施医療機関は検査の同意を得るための検査説明を丁寧に行うものとする。検査説明は「福岡県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査申込書(様式第1号)」(以下「検査申込書」という。)により行う。

ウ 検査に係る了承

検査に係る対象者の了承は、検査申込書の提出をもってなされるものとする。なお、実施医療機関は、妊婦が適切な検査前説明を受けたことを確認できるよう、提出された検査申込書を5年間保管するものとする。

エ 検査の手順

実施医療機関は、検体採取を行い、自ら、又は検査機関に依頼することにより検査を行う。

(検査結果の報告)

第8条 この事業の検査結果の報告は、次のとおりとする。実施医療機関は、検査結果を妊婦に報告するものとする。また、「福岡県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査委託料請求書(様式第2号)」(以下「請求書」という。)を作成し、「福岡県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査受検者名簿(様式第3号)」(以下「受検者名簿」という。)及び検査申込書(写)を添付して、検査が完了した月の翌月10日までに、知事に提出する。

(検査費用)

第9条 実施医療機関は検査を受ける妊婦から検査費用は徴収しない。

(検査委託料の額)

第10条 この業務の委託料は、1人の妊婦につき1回の検査に限り9,000円(非課税)とする。

(検査委託料の支払)

第11条 知事は、実施医療機関から請求があったときは、請求書、受検者名簿及び検査申込書(写)を審査のうえ、請求を受けた日から30日以内に実施医療機関に委託料を支払う。

(償還払い)

第12条 償還払いについては、第7条から第11条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- 2 知事は、令和2年4月1日以降に検査を受けた検査対象者で、検査費用を負担した者に対し、申請により費用の一部又は全部を支給するものとする。
- 3 支給額は、9,000円を上限とする。ただし、検査費用が9,000円に満たない場合、検査費用を支給額とする。
- 4 申請は、検査を実施した日の属する年度の末日までに行わなければならないものとする。
- 5 第1項に基づき検査費用を請求する者は、「福岡県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査助成事業申請書(様式第4号)」に口座振込先情報が分かる資料(通帳の写し等)及び検査費用に係る領収書等(必要な場合のみ)を添付して、知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。審査後、支給することを決定した場合は、申請者に対して速やかに支給するものとする。
- 7 知事は、検査費用の一部又は全部について支給を受けた者が虚偽その他不正の行為により支給を受けたと認めるときは、受給者に対して支給した金額の一部又は全部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に実施した検査に適用する。

附則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。